

Ⅲ 生徒指導

1 校内生活

(1) 礼儀

他人に対する言葉遣いや態度に注意するとともに、挨拶を励行し、来客には会釈をして快く迎える。

(2) 校内生活全般

- ①制服を正しく着用し、常に就職・進学試験を受けられる身だしなみで学校生活を送る。
- ②常に生徒証を携行する。なお、生徒証は3年間使用する。
- ③規律ある生活態度で臨み、風紀を乱さない。
- ④携帯電話（スマートウォッチ）等情報端末機器を校内へ持ち込む場合は、電源を切り、各自袋に入れ、鍵の掛かるロッカー等で保管する。
- ⑤携帯電話等情報端末機器の校内での使用は原則として認めない。ただし、学校が許可した時間帯や目的の範囲内での使用は認める。なお、不適切な使用を確認した場合は特別指導の対象とする。
- ⑥他のクラスや他学年、他学科のフロアには、必要時以外立ち入らない。
- ⑦靴箱は、年度初めに定められた箇所を丁寧に使用する。また、教室のロッカーには鍵をか

2 頭髪・服装

(1) 頭髪

自然なままを基調として常に清潔に保ち、授業や実習に差し支えない髪型とする。以下に基準を示す。

【男子】

前髪は目にかからないようにし、横髪は耳に、襟足は制服の襟にかからない程度にする。

【女子】

前髪は目にかからないようにする。かかる場合はヘアピンで留める。肩線より長い場合は、黒・紺・茶色のゴムで髪を束ねて学習の妨げにならないようにする。

禁止行為

- パーマ・巻き髪・脱色・染色
 - ヘアワックスなどによる技巧
 - 過度な編み込み
 - 襟足、もみあげなどを、部分的に伸ばすまたは剃る
 - エクステの装着
 - シュシュでの束髪
 - 男子のヘアピン、ゴムひもの使用
- そのほか、不自然な髪型は禁止とする。

※禁止行為後の頭髪については、定期的を確認し、不備がある場合は合格するよう指導する。

(2) 制服

常に質素・端正・清潔に心掛けるとともに、必ず記名し、正しく着用する。

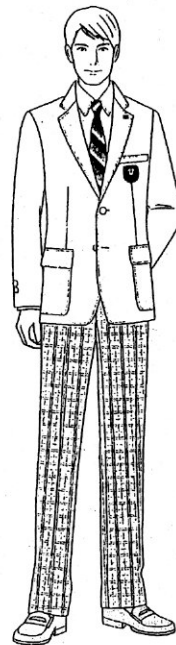
なお、冬服と夏服の移行は、気候に合わせた着用を心掛ける。

【留意事項】

アンダーウェア(下着等)は、ニットシャツから透けないような物とする。

【パンツスタイル】

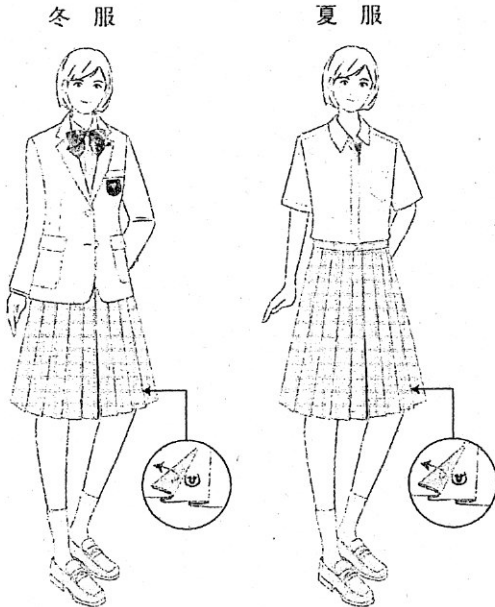
冬服



夏服



[キュロットスタイル]



	留意事項
ブレザー	<ul style="list-style-type: none"> 1学期の終業式、2学期の始業式以外の式典は必ず着用する。 襟に科章を付ける。 ジャケットを着用する場合は、必ずネクタイかリボンを着用する。
スラックス	<ul style="list-style-type: none"> ベルトを着用し、色は黒・紺・茶色等とし、華美な色・デザインは避ける。
キュロット	<ul style="list-style-type: none"> 丈は膝頭が隠れるのを基本とする。 ベルトの使用は禁止する。 ウエストで巻くことを禁止する。
ニットシャツ	<ul style="list-style-type: none"> 裾はスラックス、キュロットの中に入れる。 ネクタイ、リボンを着用しない場合は、第一ボタンまで開けてよい。
ネクタイ ／リボン	<ul style="list-style-type: none"> 第一ボタンを閉めて、着用する。
指定ベスト ／セーター	<ul style="list-style-type: none"> 年中着用可 ブレザーを着用せず、指定ベストあるいはセーターで登下校しても良い。

※上記の範囲で、気候に合わせた着用を心掛ける。

(4) 靴及び靴下等

〔履物〕

上履きは、規定の物を使用する。通学用は、活動のしやすい運動靴及び革靴とする。なお、靴箱に入らない靴や、サンダルでの登下校は認めない。

〔靴下〕

靴下は蛍光色や絵柄などがなく、華美でないものとする。ただし、式典時は、白・黒・紺色とする。タイツ・ストッキングはベージュや黒、紺色の無地のものとする。なお、ルーズソックス及びレッグウォーマー等や網タイツ類は認めない。

(5) 防寒具・防寒着の使用

生徒指導部が指定した日から翌年3月31日までとする。

〔防寒具〕

- ①手袋、マフラーは、屋内では使用しない。
- ②制服からはみ出すインナー類等の着用は禁止する。不適切な着用を見つけた場合は、生活段階指導とする。

〔防寒着（コート等）〕

教室のロッカーや鞆の中に保管でき、ブレザーを着た上に着用する。高価あるいは華美なコート類の着用は認めない。なお、中学校の登下校で使用したウインドブレーカ等は認める。ただし、屋内では着用しない。また、不適切な着用を見つけた場合は、生活段階指導とする。

〔膝掛け〕

教室のみ使用を認める。教室を移動する場合や教室で保管する場合は、きちんと折り畳む。利用が不適切な場合や管理が不十分な場合は、生活段階指導とする。

(6) 通学鞆

- ①1日の学習道具等が入る鞆を携行する。
- ②ファスナーのある手さげ鞆が望ましい。
(ショルダーバッグ・デイバッグ・スポーツバッグ等派手でないものとする。)
- ③ブランド品及びその類似品などの高価な物、キャリーバッグ、他校の指定鞆等は一切禁止する。不適切な使用を見つけた場合は、生活段階指導とする。
- ④紙袋・ビニール袋・布袋等の袋類は、安全及び防犯上問題があるので使用を禁止する。

(7) 身だしなみ指導

<目的>

生徒が身だしなみを整え、安全に落ち着いて

授業を受けられる環境をつくる。

＜具体的な指導方法について＞

年間6回程度の全体指導を行う。なお、繰り返し指導を受けた生徒は、特別指導とする。

〔主な指導項目〕

頭髮（色、長さ、技巧）

制服等のボタン、科章

スラックス（すそ、ベルト）

キュロット（丈）

ピアス、つめ（マニキュア）、眉、化粧等

(8) その他

- ① やむを得ない理由で異装が必要な場合は、担任へ異装届を提出し、生徒指導部の許可を得る。 [巻末の諸届欄]
- ② 日焼け止めは、必要な時期に透明なものに限り認める。ただし、宿泊を伴う教育活動では、活動内容や時間帯によっては塗布を認めない。
- ③ マニキュアやファンデーション、指輪、ピアス、ネックレス等の化粧や装飾の類は一切禁止する。指輪、ピアス、ネックレス等の学校に不必要なものは、生活段階指導とする。
- ④ カラーコンタクト（色と黒目を大きく見せる物など）の着用は、健康上の問題から使用を一切禁止とし、着用を確認した場合は特別指導とする。

3 遅刻早出指導

(1) 目的

日頃から健康管理に努め、健全な高校生活を送らせることをねらいに、以下のように指導し、生徒の安易な遅刻を抑止する。

(2) 指導内容

① 対象生徒

1か月に3回以上遅刻した生徒

【対象事由（例）】

ア 体調不良の生徒

イ 保護者から連絡のない身勝手な通院

ウ 寝坊や自転車の故障、公共交通機関の乗り遅れなどの不注意

② 指導方法

ア 8時30分までに生徒指導室に来て、確認を受ける。

イ 指導日数は、前月までの累積遅刻回数とする。

ウ 呼び出し指導の翌日から連続して早出指導を受け、速やかに完了する。

4 アルバイトの許可

アルバイトは、生命の危険や非行のきっかけとなるなど問題点も多いので原則禁止とする。ただし、経済的な理由等やむを得ない事情により、保護者から申し出があれば認める。その際、1年生の許可は夏休みからとする（手続きは、1学期末の保護者会までに行う）。

① 許可を受けることなくアルバイトを行った場合は、特別指導とする。

② アルバイトで得たお金の使途は、保護者が管理・監督する。

③ アルバイトには、通常許可アルバイトと特別許可アルバイトがある。

【通常許可】学期中は土日祝日、長期休業中は教育活動に支障の無い範囲で認める。

【特別許可】許可事由が相当で、やむを得ないと判断された場合は、学期中の禁止期間を除く平日も認める。例えば、授業料減免者又は奨学金受給者である。ただし、申請の際には、保護者と本人との面談を行い、生徒には作文と月毎の「アルバイト報告書」の提出を義務付ける。

(1) 許可基準

① 仕事内容

ア 労働基準法や社会通念に照らして、高校生として好ましくない場所及び仕事内容でのアルバイトは禁止する。（パチンコ店などの風俗営業店や、居酒屋等の飲食店での接客業務や酒類を提供する店など）

イ 午後9時以降のアルバイトは認めない。

② 学校生活

ア 欠席、遅刻が多い生徒や成績不振者、校則が守れない生徒には許可をしない。また、許可後生活態度が悪化した場合は、許可を取り消す。

イ 部活動に支障がないようにする。

（許可の際に、所属部顧問の確認が必要）

ウ 進学者については、補習や模試などに支障がないよう留意する。

(2) 申請手順

① 生徒から担任に相談する。

② 担任は、アルバイトの内容及び成績、生活態度等により可否を判断し、「アルバイト許可願」と「アルバイト求人願」を生徒に渡す。受領後、保護者や所属部活動顧問に許可を得る。

〔巻末資料6p42参照〕

なお、特別許可アルバイトについては、「アルバイト許可願」を生徒指導主事から手渡す。

- ③生徒は、許可願と求人願を担任に提出する。
- ④担任・所属部活動顧問・学年主任・生徒指導主事が点検を行う（許可の可否について疑問が生じた場合は、担任に差し戻す場合がある）。
- ⑤許可証の交付を行う。
アルバイト中は、常に「アルバイト許可証」を携帯する。
※許可期間は当該年度内とする。延長を希望する場合は、生徒指導部に申し出る。

5 交通安全指導

登下校時は、通学マナーや電車、バスの交通機関利用時のエチケットに留意して、地域からも愛され、信頼される高校生であるように心掛ける。

(1) 通学方法等

- ①通学は、徒歩、自転車及び電車・バスの交通機関とする。自動車やオートバイ等による通学は禁止する。
- ②自転車で通学する場合は、指定の自転車置場に置き、必ず施錠する。
- ③正門前の道路を横断する際には、必ず一時停車し、左右を見て安全を確認する。
- ④自転車通学者は、次の8か条を守る。

自転車注意事項8か条

- ・自転車は左側を通行する。
 - ・飛び出さない。
 - ・傘さし運転をしない。
 - ・二人乗りをしない。
 - ・並進運転をしない。
 - ・無灯火運転をしない。
 - ・イヤホンをして運転をしない。
 - ・携帯電話を使用して運転をしない。
- 愛知県道路交通法施行規則の一部改正
(平成25年12月1日施行)

※自転車は、道路交通法上の軽車両

車道と歩道の区別がある所は、車道通行が原則で、歩道を通行する場合は車道寄りを徐行する。

なお、下記の危険行為(抜粋)を繰り返すと、警察の「自転車運転者講習」の受講対象者となる場合があるので、ルールはきちんと守る。

- ・信号無視
- ・通行禁止道路(場所)の通行
- ・歩行者用道路での徐行違反
- ・歩道通行や車道の右側通行
- ・路側帯での歩行者の通行妨害

- ・遮断踏切への立ち入り
- ・交差点優先車妨害(左方優先)
- ・交差点優先車妨害(直進・左折車妨害)
- ・一時不停止
- ・歩道での歩行者妨害
- ・制動装置不良の自転車の運転
- ・安全運転義務違反
- ・妨害運転

- ⑤体調不良等でやむを得ず保護者に送迎してもらう場合は、校内の駐車場(本館南側)で乗降をする。

(2) 自転車通学の認定と手続き

①対象生徒

- ・自宅から学校までが1km以上ある場合巻末資料の地図の円の圏外であること。
- ・部活動等で所属部活動顧問が認めた場合。

②手続き

上記①の条件に該当する生徒は、「自転車通学許可願」を担任に提出する。

(3) 自転車通学の許可条件

- ①ヘルメットの着用に努める。ただし、ドロップハンドル等のスポーツタイプやクロスバイクなどで通学する場合は、ヘルメットの着用を義務付ける。
- ②「交通事故による被害者保護」のため、自転車損害賠償責任保険等に加入する。
- ③常に自転車の点検整備を行い、定期的を実施する自転車点検に合格する。
- ④自転車通学に際しては、交通ルールを守り、交通安全に心掛ける。
- ⑤ハブステップを装着していない。
- ⑥防犯登録がしてある。
- ⑦自転車通学の許可ステッカーが、自転車後部に貼付してある。
- ⑧雨天時は、雨合羽を着用する。

キュロットを着用する生徒は、雨合羽着用時に限り、登下校時のジャージの着用を認める。なお、登校後、速やかに制服を正しく着用する。

- ⑨自転車の盗難防止に努める(ツーロックの施錠が望ましい)。

(4) 交通事故に遭遇した場合

合い言葉は、「自身の安全確保」と「連絡」

①負傷者の保護

被害・加害に関わらず、負傷者の安全を確保する。また救急車の要請を依頼する。

②警察、学校、保護者へ連絡

その場で警察や学校、保護者に連絡する。

③相手を確認

免許証を確認して、相手の名前と住所、電話番号等の連絡先を確認する。

④保険の手続き

加入している自転車保険会社に連絡する(保険には、必ず加入する)。

※車や人などにぶつかると、恥ずかしさから「大丈夫です」「どこも怪我していません」と言いがちで、その場からすぐに離れたい衝動にかられる。しかし、このような行動をとったために、後悔することが往々にしてある。また、相手の身元等が確認できないと、警察で「交通事故証明」がとれず保険金が支払われない場合がある。そのため、ぶつかった相手が逃げそうになったり、必要な記録を残したりするために、車のナンバー等を携帯電話等情報端末機器のカメラで写す。

(5) 自動車やオートバイについて

①本校では、四ない運動を徹底している。

四ない運動

オートバイ(自動車)について

- ・免許を取らない。
- ・買わない。
- ・乗らない。
- ・乗せてもらわない。

②在学中の自動車やオートバイ(原付・自動二輪)の免許取得及び運転を禁止する。

③許可を受けずに自動車やオートバイの運転免許の取得が判明した場合は、特別指導とし、卒業時までその運転免許証を学校で保管する。なお、当該生徒が他の自動車免許の取得を希望する場合は、3学期期末考査以降とする。

④オートバイ及び親族以外が運転する自動車への同乗は禁止する。

⑤事故や交通違反を起こしたら、速やかに学校にも届ける。事故や交通違反を起こした生徒に対しては、直接生命に係る重大な事案なので厳しく指導する。

6 自動車学校通校規定

自動車免許の取得が必要な者は、3年次に行う「自動車学校入校説明会」以降、下記の規定等により自動車学校への入校を許可する。なお、入校手続きはすべて高校を通じて行う。

(1) 通校許可等

3年で自動車学校に入校を希望する場合は、「自動車学校通校許可願」を担任に提出する。

(2) 通校規定

この通校規定に違反した場合は、特別指導の対象とする。

①通校は、「自動車学校通校許可願」を提出した生徒に限る。ただし、3年生になってから特別指導を受けた生徒は別途審議する。

②授業、当番実習及び学校行事等に支障がある場合は、通校を禁止する。また、欠席や遅刻、早退をしての自動車学校への通校は禁止する。

③考査週間中(テスト1週間前よりテスト終了時まで)の通校は禁止する。

④成績不振者(1・2学期追試不合格者、2学期追試該当者、学年末追認試験該当者)及びその他必要な事項(卒論作成の遅れなど)で指導を受けている生徒の通校は禁止する。

⑤通校開始は、2学期期末考査以降の本校が設定する自動車学校入校日からとする。

⑥進路未決定者(成績不振者は除く)については、2月16日以降に本校指定自動車学校に限り、下記条件のもとで入校を認める。

条件：就職希望で免許を必要とする明確な理由がある場合(ただし、就職先が決まるまでは就職活動に専念する。)

⑦自動車運転免許試験場での受験は、卒業式以降とする。ただし、農業教育共同実習所が行う講習参加者を除く。

⑧その他、本校からの通知・連絡は遵守する。

7 校外生活

常に本校生徒として誇りと品位をもって行動する。

(1) 下校時は、必要のない場所に立ち寄ること無く、速やかに帰宅する。

(2) 不審者に遭遇したら、身の安全を図り、ただちに警察(110番)に連絡すること。その後、学校、保護者に連絡すること。

(3) 危険な場所や不健全な場所への出入りはしない。

(4) 深夜徘徊や自分勝手な外泊は禁止とし、遅くとも午後10時頃までには帰宅する。

8 旅行

(1) 旅行する場合は、「旅行計画書」を担任に提出する。なお、「旅行計画書」の旅行内容や同行者、日程等の了解を、事前に保護者に得る。また、内容を確認するため、学校から家庭に連絡することがある。

- (2) 長期休業中の旅行については、学校行事にかからないように計画する。
- (3) 「学割」が必要な場合は、時間的な余裕をもって申し出る。
- (4) 原則として、保護者等の付き添いのない旅行は禁止する。

9 特別指導

法律や県条例に反する行為や本校のルールを逸脱する行為に対しては、「特別指導（校長訓戒、家庭謹慎等）」を行う。また、学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒を行う場合もある。

特別指導に該当する行為には、以下のものがある。

(1) 一般非行について

- ①窃盗（無断借用や万引きなど）
- ②喫煙（電子タバコや疑惑・同席を含む）
- ③飲酒（疑惑・同席を含む）
- ④違法薬物の使用
- ⑤不健全娯楽（パチンコなど）
- ⑥「出会い系カフェ」や危険箇所への立入り
- ⑦深夜徘徊
- ⑧いじめや恐喝・暴力行為
- ⑨教員への暴言
- ⑩カンニング行為
（携帯電話等の試験会場への持込みを含む）
- ⑪授業妨害
- ⑫怠学（授業の中抜け含む）・家出
- ⑬学校生活における不適切な行為
（SNSの不適切利用、カラーコンタクトの着用も含む）
- ⑭無断アルバイト
- ⑮学習指導や生徒指導に対する指導拒否
- ⑯その他、法律あるいは県条例違反など

(2) 交通非行について

- ①同乗（四輪・二輪）
- ②無断免許取得
- ③無免許運転
- ④免許証の不正再交付
- ⑤免許証保管中の免許不携帯運転
- ⑥「自転車注意事項8カ条（p8）」の違反及び
校内外の無断駐輪